

入札説明書

(一般競争入札・最低価格落札方式)

独立行政法人日本貿易振興機構
副 理 事 長

日本貿易振興機構の入札公告に基づく入札等については、日本貿易振興機構規程及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札

(1)入札方法等

- ①落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という)をもって申し込むこと。
- ②入札に参加する者(以下、「入札者」という)は、仕様書及び契約書(案)その他の入札説明書に定める事項を熟知のうえ入札しなければならない。
- ③入札者は、契約条件を契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。また、仕様書等に規定するもの等一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ④落札決定に当たっては、入札書(様式1)に記載された金額に消費税及び地方消費税課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額(税別金額)を入札書に記載すること。
- ⑤入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(2)代理人による入札

- ①入札者は、代理人をして入札させるときは、入札公告に記載の入札書等の受領期限までに委任状(様式2)を入札書に添えて(同封はしない)提出しなければならない。委任状には、入札者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載及び押印しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- ③入札者は、日本貿易振興機構の契約に関する内規第12条第2項に該当する者を代理人とすることができない。

(3)入札の無効

入札で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ①入札公告に示した入札参加資格を有しない者による入札
- ②案件名及び入札金額のない入札
- ③案件名に重大な誤りのある入札
- ④委任状を持参しない代理人による入札
- ⑤代理人による入札で、入札者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、入札者の住所及び氏名等、代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く)
- ⑥記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる)を欠く入札
- ⑦金額を訂正した入札でその訂正について印を押していないもの
- ⑧誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

- ⑨明らかに連合によると認められる入札
- ⑩同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑪入札公告において示した入札者に求められる義務等を履行しなかった者の入札
- ⑫入札書等の受領期限までに到着しない入札
- ⑬独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札
- ⑭上記①から⑬以外に入札公告及び入札説明書の記載事項に違反した入札
- ⑮その他契約を締結することにより日本貿易振興機構の信用を毀損する恐れがあるなど、契約相手方として不適当であると認められる者の入札

(4)入札の延期等

入札者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(5)開札

①開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

②入札者又は代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

③再度の入札

開札をした場合において、各人の入札のうち日本貿易振興機構の会計規程第33条の2の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。すべての入札者又は代理人が開札に立ち会っている場合にあってはその場所において直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。なお、直接入札においては入札者又は代理人が立ち会わなかった場合、郵便等入札においては郵便等入札が再度の入札期限に間に合わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2. 落札者の決定方法

(1)入札公告の定めに従い入札書を提出した入札者であって、入札公告にて定める入札参加資格及び入札説明書で指定する要求要件をすべて満たし、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2)落札者となるべき者の入札金額が著しく低い場合には、業務実施体制等実施可能性につき調査を行うため、落札者決定を保留する場合がある。ただし、予定価格が 1,000 万円を超える工事その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札金額が次の各号に定める調査基準価格に満たない場合は、落札者決定を保留し、上記調査を行う。

①工事の請負契約 入札者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲で日本貿易振興機構の定める割合を予定価格に乗じて得た額

②前号以外の請負契約 入札者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額

(3)落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。また、入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときには、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3. その他

(1)支払条件

契約書(案)による。

(2)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(3)契約書の作成の要否

要。契約締結までの間において、契約しようとする業務に係る落札額の内訳書を日本貿易振興機構の求めに応じ
て提出すること。

(4)入札者は、見積もる時点における賃金や物価の上昇を十分考慮して入札金額を見積もること。

(5)落札決定後においても、落札者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札決
定を取り消し、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(6)案件の契約期間が翌年度(又は翌年度以降)に関わるものである場合、予算等の都合により履行期間の変更又
は案件を取り止めることがあり得る。

独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決
定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該
法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、
所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長
相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2)公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等
と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3)当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただ
くことはありません。

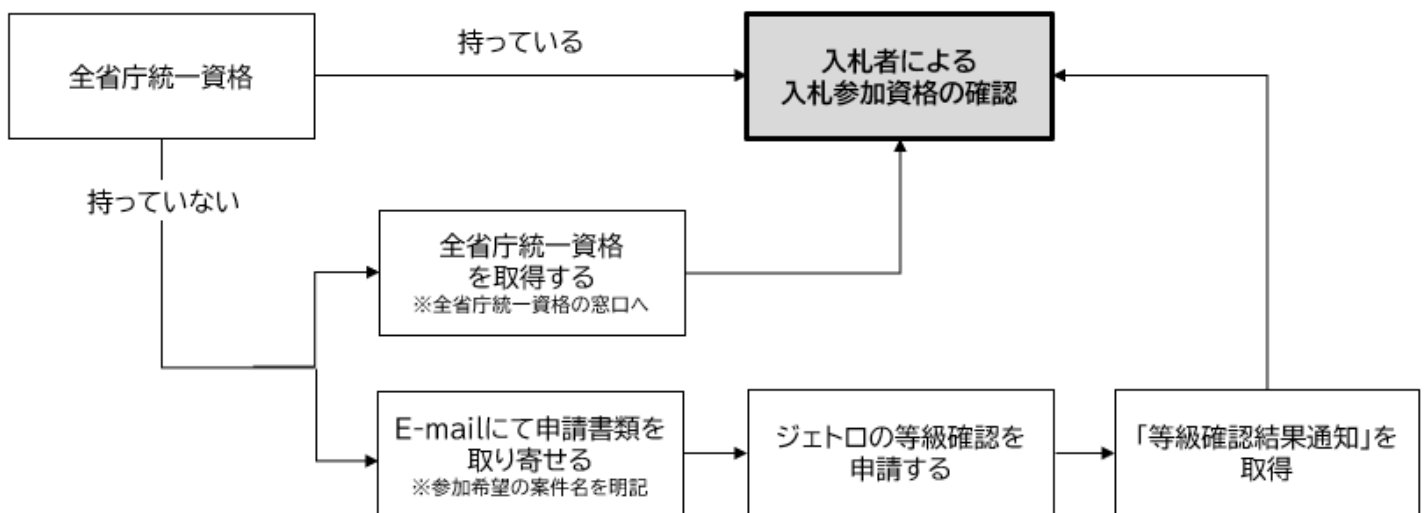
(4)公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上

等級確認の流れについて

1. 日本貿易振興機構の入札へ参加するためには「全省庁統一資格」が必要。全省庁統一資格を取得されている場合においても、「資格の有効期間」「資格の種類」「等級」等が、入札公告2. (2)に記載の条件に合致しているかを確認すること。
2. 全省庁統一資格を有しない場合は、日本貿易振興機構に当該案件のみに有効な等級確認の申請を行うことができる。入札希望者は、下記の流れで申請を行い、その等級確認結果の通知が入札公告2. (2)に記載の条件に合致しているかを確認すること。
3. 手続きの流れは次のとおり。



≪日本貿易振興機構の等級確認に関する問い合わせ先≫

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構

等級確認デスク(オフィスサプライセンター内)

E-mail:touroku@jetro.go.jp

※外国事業者(日本国内に支店も営業所もない場合)が申請する場合、以下の添付資料が必要となります。

「競争参加資格等級確認結果通知書」は、日本国内の発送になります。日本国内に事業所がない場合、委任状を添付の上、代理人による申請を行ってください。

- ・登記事項証明書に代わる、現地官庁が発行する会社証明書(原文+日本語訳)
- ・納税証明書(原文+日本語訳) ※納税に関する証明がない場合は省略可能
- ・財務諸表(1年分、単体のもの): 日本円換算+確認すべき箇所は日本語訳が必要
※申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載
※財務諸表が非公開の場合、製造販売等実績、自己資本額、流動比率、設備の額が0計上になります。
- ・委任状